京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和６年１２月２３日

京都市長　　松　井　孝　治

京都市規則第　３８　号

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第１５条の２第２項中「３０９，２００円」を「３１０，０００円」に改める。

別表第６　１中「

４２
４３
４４
４５
４６
４７
４８
４９
５０
５１
５２
５３
５３
５４
５４
５５
５５
５６
５６
５７
５８

を「

４１
４２
４２
４３
４３
４４
４４
４５
４６
４７
４８
４９
５０
５１
５２
５３
５３
５４
５４
５５
５５

に、

５９
６０
６１
６１
６２
６２
６３
６３
６４

５６
５６
５７
５８
５９
６０
６１
６２
６３

「 「

８２
８３
８４
８５
８５
８６
８６
８７
８７
８８
８８
８９
８９
９０
９０
９１

８１
８２
８２
８３
８３
８４
８４
８５
８５
８６
８６
８７
８７
８８
８８
８９

９１		８９
９２		９０
９２		９０
９３	を	９１
９３		９１
９４		９２
９４		９２
９４		９２
９４		９２
９５		９３
９５		９３
９５		９３
９５		９３
９６		９４
９６		９４
９６		９４
９６		９４
９７		９５
９７		９５
９７		９５
９７		９５
９８		９６
９８		９６
９８		９６

に、

「　　」　　「　　」

３４	３３
３５	３４

３６
３７
３７
３８
３８
３９
３９
４０
４０
４１
４１
４２
４２
４３
４３
４４

を

３４
３５
３５
３６
３６
３７
３７
３８
３８
３９
３９
４０
４０
４１
４２
４３

に、

「　　」　「　　」

５８
５９
６０
６１
６１
６２
６２
６３
６３
６４

を

５７
５８
５８
５９
５９
６０
６０
６１
６２
６３

に、

６４
６５
６６

「　　」

６４
６５
６６

「　　」

を

に、

７０
７１
７２
７３
７３
７４
７４
７５
７５
７６

「　　」

６９
７０
７０
７１
７１
７２
７２
７３
７４
７５

「　　」

を

に改め、同表３中

５８
５８
５８
５８
５９
５９
５９
５９
６０

「　　」

５７
５８
５８
５８
５８
５９
５９
５９
５９

「　　」

「

４６
４７
４８
４９
５０
５１
５２
５３
５３
５４
５４
５５
５５
５６

」

を

「

４５
４６
４６
４７
４７
４８
４８
４９
５０
５１
５２
５３
５４
５５

」

に、

９０
９０
９１
９１
９２
９２
９３
９３
９３
９４
９４
９４
９４

８９
９０
９０
９０
９１
９１
９１
９２
９２
９２
９２
９３
９３

９５	を	９３	に改め、同表４中
９５		９３	
９５		９４	
９５		９４	
９６		９４	
９６		９４	
９６		９５	
９６		９５	
９７		９５	
９７		９５	
９７		９６	
９７		９６	
９８		９６	
９８		９６	

「　　」　　「　　」

１０２		１０１	
１０３		１０２	
１０４		１０２	
１０４		１０２	
１０４		１０２	
１０４		１０３	
１０５		１０３	
１０５		１０３	
１０５		１０３	
１０５	を	１０４	に、
１０６		１０４	
１０６		１０４	

１０６
１０６
１０７
１０７
１０７
１０７
１０８
１０８

「

１０４
１０５
１０５
１０５
１０５
１０６
１０６
１０６

」

「

３４
３５
３６
３７
３８
３９
４０
４１
４１
４２
４２
４３
４３
４４
４４
４５
４５
４６

を

３３
３４
３４
３５
３５
３６
３６
３７
３８
３９
４０
４１
４１
４２
４２
４３
４３
４４

」

に、

「

４６
４７
４７
４８

」

「

４４
４５
４６
４７

」

「

７４
７５
７６
７７
７７
７８
７８
７９
７９
８０

」

を

「

７３
７４
７４
７５
７５
７６
７６
７７
７８
７９

」

に、

「

４６
４６
４６
４７
４７
４７
４８
４８
４８
４９

「

４５
４６
４６
４６
４６
４７
４７
４７
４７
４８

４９
４９
４９
５０
５０
５０
５０
５１
５１
５１
５１
５２

を

４８
４８
４８
４９
４９
４９
５０
５０
５０
５１
５１
５１

に、

「　　」　「　　」

５３
５３
５３
５３
５４
５４
５４
５４
５５
５５
５５
５５
５６

を

５２
５３
５３
５３
５３
５４
５４
５４
５４
５５
５５
５５
５５

に、

「　　」　「　　」

「

５８
５８
５８
５８
５９
５９
５９
５９
６０

」

を

「

５７
５８
５８
５８
５８
５９
５９
５９
５９

」

に改め、同表５中

「

２６
２７
２８
２９
３０
３１
３２
３３
３３
３４
３４
３５
３５
３６

」

を

「

２５
２６
２６
２７
２７
２８
２８
２９
３０
３１
３２
３３
３４
３５

」

に、

「

４６

「

４５

４７		４６	
４８		４６	
４９		４７	
４９		４７	
５０		４８	
５０		４８	
５１		４９	
５１		５０	
５２		５１	
５２		５２	
５３		５３	
５３		５３	
５３		５４	
５４		５４	
５４		５５	
５４		５５	
５５		５６	
５５		５６	
５５		５７	
５６		５７	
５６		５７	
５６		５８	
５７		５８	
５７		５８	
５７	を	５９	に、
５８		５９	
５８		５９	
５８		６０	

５９	６０
５９	６０
５９	６１
６０	６１
６０	６２
６０	６２
６１	６３
６１	６３
６１	６４
６２	６４
６２	６５
６２	６５
６３	６６
６３	６６
６３	６７
６４	６７
６４	６８
６４	６８
６５	６９
６５	６９
６６	７０
６６	７０
６７	７１

」 」

「 「

３４	３３
３５	３４
３６	３４

３７		３５	
３８		３５	
３９		３６	
４０		３６	
４１		３７	
４２		３８	
４３		３９	
４４		４０	
４５		４１	
４６		４２	
４７		４３	
４８		４４	
４９		４５	
４９		４５	
５０		４６	
５０		４６	
５１		４７	
５１		４７	
５２		４８	
５２		４８	
５３		４９	
５４		５０	
５５		５１	
５６		５２	
５７		５３	
５７	を	５４	に、
５８		５５	
５８		５６	

5 9	5 7
5 9	5 7
6 0	5 8
6 0	5 8
6 1	5 9
6 1	5 9
6 2	6 0
6 2	6 0
6 3	6 1
6 3	6 1
6 4	6 2
6 4	6 2
6 5	6 3
6 5	6 3
6 6	6 4
6 6	6 4
6 7	6 5
6 7	6 5
6 8	6 6
6 8	6 6
6 9	6 7
6 9	6 7
7 0	6 8
7 0	6 8
7 1	6 9
7 1	7 0
7 2	7 1

」 」

「 「

８６	８５
８６	８６
８７	８６
８７	８６
８８	８７
８８	８７
８８	８７
８８	８７
８９	８８
８９	８８
８９	８８
８９	８８
９０	８９
９０	８９
９０	８９
９０	８９
９１	９０
９１	９０
９１	９０
９１	９０
９２	９１
９２	９１
９２	９１

「を」「に、」

３８	３７
３９	３８
４０	３８
４１	３９

「

４１	３９
４２	４０
４２	４０
４３	４１
４３	４１
４４	４２
４４	４２
４５	４３
４５	４３
４６	４４
４６	４４
４７	４５
４７	４６
４８	４７
４８	４８
４９	４９
５０	４９
５１	５０
５２	５０
５３	５１
５３	５１
５４	５２
５４	５２
５５	５３
５５	５４
５６	５５

」を「

」に改め、同表６中

４６
４７
４８
４９
５０
５１
５２
５３
５３
５４
５４
５５
５５
５６
５６
５７
５８

を

４５
４６
４６
４７
４７
４８
４８
４９
５０
５１
５２
５３
５４
５５
５６
５７
５８

に、

「　　」

「　　」

６１
６２
６２
６２
６３
６３
６３
６４
６４
６４

を

６２
６２
６３
６３
６４
６４
６５
６５
６６
６６

に、

６５

「

６７

」

「

３８
３９
４０
４１
４２
４３
４４
４５
４６
４７
４８
４９
４９
５０
５０
５１
５１
５２
５２
５３
５３
５４
５４
５５
５５

を

３７
３８
３８
３９
３９
４０
４０
４１
４２
４３
４４
４５
４６
４７
４８
４９
４９
５０
５０
５１
５１
５２
５２
５３
５３

」

に、

５６	５４
５６	５４
５７	５５
５８	５５
５９	５６
６０	５６
６１	５７
６１	５８
６２	５９
６２	６０
６３	６１
６３	６１
６４	６２
６４	６２
６５	６３
６５	６３
６６	６４
６６	６４
６７	６５
６７	６６
６８	６７

「　　」　「　　」

７０	６９
７１	７０
７２	７０
７３	７１
７３	７１

を　に、

７４
７４
７５
７５
７６

７２
７２
７３
７４
７５

「　　「

３８		３７
３９		３８
４０		３８
４１		３９
４１		３９
４２		４０
４２		４０
４３		４１
４３		４１
４４		４２
４４		４２
４５		４３
４５	を	４３ に、
４６		４４
４６		４４
４７		４５
４７		４５
４８		４６
４８		４６
４９		４７

４９
５０
５０
５１
５１
５２

４７
４８
４８
４９
５０
５１

「　　」

「　　」

７４
７５
７６
７７
７７
７８
７８
７９
７９
８０

を

７３
７４
７４
７５
７５
７６
７６
７７
７８
７９

に、

「　　」

「　　」

８１
８１
８１
８１
８２

を

８０
８１
８１
８１
８１

に、

「　　」

「　　」

８３
８３
８３
８３
８４

を

８２
８３
８３
８３
８３

に、

「　　」

「　　」

５０
５０
５０
５１
５１
５１
５１
５２
５２

を

４９
５０
５０
５０
５０
５１
５１
５１
５１

に、

「　　」

「　　」

５３
５３
５３
５３
５４
５４

を

５２
５２
５３
５３
５３
５３

に、

「　　」

「　　」

５６
５７
５７

５６
５７
５７

５８		５７
５８		５８
５８	を	５８
５８		５８
５９		５８
５９		５９
５９		５９
５９		５９
６０		５９

に改める。

別表第７備考以外の部分中「309,200」を「310,000」に、

305,900		306,700
302,600		303,400
299,300		300,100
296,000		296,800
292,700		293,500
279,700		281,500
265,700		268,000
252,200		254,500
238,300		241,000
224,600	を	227,500
207,000		210,500
189,900		193,500
172,600		176,500
155,000		159,500
137,000		142,000
118,700		124,500

に、「51,100」を「51,600」に、

100,800
76,200
51,900

107,000
87,000
67,000

「　　」

「　　」

49,300
47,500
45,700
43,900
42,100
40,300
38,500
36,700
35,300
33,900
32,500
31,100
29,700
28,300
26,900
26,300
25,700
24,700
24,100
23,500
22,900
22,300
21,500

を

49,800
48,000
46,200
44,400
42,600
40,800
39,000
37,200
35,800
34,400
33,000
31,600
30,200
28,800
27,400
26,800
26,200
25,200
24,600
24,000
23,400
22,800
22,000

に改める。

21,200	21,700
20,800	21,300
20,200	20,700
19,300	19,800
18,400	18,900
17,700	18,200

」　　」

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　この規則による改正後の京都市職員給与条例施行細則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和６年４月１日から適用する。

（号給の決定に関する経過措置）

３　令和６年４月１日から改正後の規則の施行の日の前日までの間において、昇格により号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による昇格後の号給がこの規則による改正前の京都市職員給与条例施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定による昇格後の号給に達しないものの当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則による号給とする。

（その他の経過措置）

４　前２項に定めるもののほか、京都市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和６年１２月２３日京都市条例第２５号）及びこの規則の施行に関し必要な経過措置は、市長又は任命権者が定める。

（行財政局人事部給与課）